第六十八条第一号中「訪問看護計画」を「訪問看護計画書」に改める。

第九十三条第一項第一号中「単位ごとに、その提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間帯」という。）を通じて専ら当該指定通所介護の提供に当たる生活相談員が」を「提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が」に改め、同項第三号中「提供時間帯を通じて専ら当該指定通所介護の提供に当たる介護職員が」を「当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が」に、「十五人までは一以上、それ以上五又はその端数を増すごとに一を加えた数」を「十五人までの場合にあっては一以上、十五人を超える場合にあっては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数」に改め、同条第二項中「提供時間帯を通じて専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が」を「当該指定通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が」に改め、同条第七項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を削り、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員（第二項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第七項において同じ。）を、常時一人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。

4　第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

第百五条の六中「八人」を「九人」に改める。

第百六条第一項第一号中「単位ごとに、その提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間帯」という。）を通じて専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる生活相談員が」を「提供日ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が」に改め、同項第二号中「提供時間帯を通じて専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる介護職員が」を「当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護の提供に当たる介護職員が」に、「十五人までは一以上、それ以上五又はその端数を増すごとに一を加えた数」を「十五人までの場合にあっては一以上、十五人を超える場合にあっては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数」に改め、同条第二項中「提供時間帯を通じて専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が」を「当該基準該当通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が」に改め、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

3　基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員（第二項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）を、常時一人以上当該基準該当通所介護に従事させなければならない。

4　第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

第百九条中「、第三十七条、第三十八条」を「、第三十六条の二から第三十八条まで」に改める。

第百十条の二十六中「又は社会福祉施設」を「若しくは指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第五十二条第一項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）又は社会福祉施設」に改める。

第百十条の二十七第一項各号列記以外の部分中「第四号」を「第三号」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「前項第三号」を「前項第二号」に改め、同条第三項中「第一項第五号」を「第一項第四号」に改める。

第百十条の三十第二項第一号ロ中「十・六五平方メートル」を「七・四三平方メートル」に改める。

第百十条の三十二中「、第三十七条、第三十八条」を「、第三十六条の二から第三十八条まで」に、「前項」と」の下に「、第百三十三条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と」を加える。

第百八十条中「において指定特定施設入居者生活介護」の下に「（利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第百九十二条の十第二項中「第四十二条第一項」を「第四十二条の二第一項」に改め、同条第三項中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）」を「指定地域密着型サービス基準」に改める。

第百九十八条第一項中「適切に」を「その目標を設定し、計画的に」に改める。

第百九十九条第一号中「利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ」を「次条第一項に規定する福祉用具貸与計画に基づき」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（福祉用具貸与計画の作成）

第百九十九条の二　福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第二百十四条の二第一項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

2　福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。

5　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

6　第一項から第四項までの規定は、前項に規定する福祉用具貸与計画の変更について準用する。

第二百四条の二第二項中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一　福祉用具貸与計画

第二百六条中「第三十七条、第三十八条」を「第三十六条の二から第三十八条まで」に改める。

第二百十四条第一号中「利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ」を「次条第一項に規定する特定福祉用具販売計画に基づき」に改め、同条第五号を削り、同条の次に次の一条を加える。